

平成 20 年度 新技術活用ビジネスモデル検討委員会規約

第 1 条（委員会の名称）

本委員会の名称を、新技術活用ビジネスモデル検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

第 2 条（目的）

委員会は、電子タグ等の新技術を活用した食品流通のビジネスモデル（最適な活用方法、費用対効果、事業者の役割分担、運用ルール等）について検討することを目的とする。

第 3 条（検討事項）

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 新技術活用ビジネスモデル実証への評価・指導・助言
- (2) その他、上記の目的達成に資する事項

第 4 条（委員会の構成）

- (1) (社) 食品需給研究センター理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員会は、理事長の承認を得て、必要に応じて部会を置くことができる。

第 5 条（委員活動の制限）

- (1) 委員は、採択後実証団体に参加・協力することができるが、その場合には、当該実証団体の評価に参加できない。
- (2) 委員は、委員が所属する機関の職員が参加・協力する実証団体については、当該団体の利害関係者と見なされ、当該団体への評価に参加できない。

第 6 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

第 7 条（出席のための費用）

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、センターの規程により支払うこととする。

第 8 条（事務局）

委員会の事務局は、社団法人食品需給研究センターに設置する。

付 則

本規約は、平成 20 年 6 月 19 日より施行する。